

募集及び認定実施報告書
（早期退職希望者の募集及び認定実施結果について）

令和8年4月1日

太田市長 穂積 昌信

太田市職員の退職手当に関する条例第14条の2第17項の規定により、令和7年度に実施された早期退職希望者の募集に係る募集実施要項（同条第11項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を次のとおり公表します。

1 募集実施要項

別添のとおり

実際の募集の期間	退職すべき期日又は期間	必要な方法の有無
令和7年11月1日から 令和7年12月26日まで	令和8年3月31日	無

（注1）募集実施要項を添付する。

（注2）募集の期間が終了していない募集にあっては、終了予定日を記入する。

2 認定を受けた応募者の数

2名

幼稚園教諭・保育士として採用された職員に対する退職募集実施要項

1 目的

市内全ての公立幼稚園・保育園の廃止に伴い、円滑な人事運営のため、幼稚園教諭・保育士として採用された職員に対し、職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象とした退職募集を行う。

2 退職募集の種類

太田市職員の退職手当に関する条例（平成17年太田市条例第69号。以下「退職手当条例」という。）第14条の2第1項第2号の規定に基づく募集

3 退職すべき期日

令和8年3月31日

4 募集対象者

(1) 募集の対象となる職員の範囲

幼稚園教諭・保育士として採用された職員で指定されたもの（以下「募集対象職員」という。）

ただし、退職手当条例第14条の2第9項各号に掲げる職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けている者等）は、応募をすることができない。

(2) 募集人数

募集対象職員の人数を上限とする。

5 募集期間

令和7年11月1日～令和7年12月26日

6 募集に係る説明会

(1) 説明会

この要項に定める募集を行うに当たり、説明会を実施する。

(2) 実施時期

令和7年10月

(3) その他

都合により説明会に参加できなかった職員に対しては、別途説明の機会を設ける。

7 応募等に関する手続き

(1) 応募手続き

募集対象職員が本要項に定める募集に応募する場合は、募集期間内に「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」を企画部人事課に提出するものとする。

(2) 応募取り下げ手続き

一度を提出した場合であっても、退職期日が到来するまでの間はいつでも応募の取下げをすることができる。

応募の取下げをする場合は「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を企画部人事課に提出するものとする。

8 認定決定等

(1) 認定決定

認定決定をした場合には、応募者に「認定通知書（様式第3号）」により通知する。

なお、通知時期は令和8年1月を予定している。

(2) 認定を行わない場合

次の事項のいずれかに該当する場合は、認定をしない旨の決定をする場合があり、「不認定通知書（様式第4号）」により通知する。

- ・ 応募が本募集実施要項に適合しない場合又は退職手当条例第14条の2第9項各号の規定に掲げる者による場合
- ・ 応募者が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ・ 応募者が上記の処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ・ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 認定の効力を失う場合

認定を受けた応募者が次の事項のいずれかに該当するときは、認定の効力を失う。

- ・ 退職手当条例第18条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- ・ 退職手当条例第19条第1項から第4項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
- ・ 退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかったとき
- ・ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき
- ・ 応募者が応募を取り下げたとき

9 問合せ先

企画部人事課

電話 0276-47-1810（直通）